2026年4月2日

予備２９－２２

肢ア

競業の場合は，利益と損害と見る。

別会社ので，相手の利益を，自己の利益とするのは無理。

実際に税金も問題等見てもおかしい。

法は，利益を損害と推定している。

推定は，立証の困難性があることが前提。

そこを考える。競業の場合は，取引の数が多いので，一個ずつ額を特定するのは困難。

したがって，推定規定を置いている。

肢イ

競業避止義務の場合は，利益相反と異なり，職務違反について推定はない。

手続が，法定されていて明らかであるため，職務違反について立証の困難性の問題はなから。

利益相反とは場面が異なる。

肢ウ

会社の事業の部類に属する取引にあたるか。

Bは，個人として自由に営業はできるはずである。

甲県と乙県は別である。ましては，A社は，甲県で営業を始めていないので，株式会社の事業に属しない取引として，Bは取締役会の承認はいらないのではないか。

不都合，Bは，A社のノウハウを利用している。Bは，取締役としてA社に忠実義務を負っており，Aに損失を与えることは，信頼に背くことになる。

したがって，Bの本件営業を制限する必要がある。

３５６条１項１号，３６５条で，取締役会の承認をした趣旨は，忠実義務を負っている取締役において，会社の損失が生じる具体的危険がある営業を事前に防止するものである。

したがって，具体的な危険が発生するのであれば，実際に行っていなくても，株式会社の事業に属する。

本件の場合は，市場調査後に不動産を購入している。具体性がある。したがって，この

場合も株式会社の事業に属するにあたる。よって，B は，承認をうけなければならない。

肢エ

競業避止義務の意味を理解する。

確かに，B と C 会社は別。しかし，C と A は同じ事業を行っており，A 社のノウハウが使える関係にある。したがって，A 社の損害が生じないように，B に報告して承認をうける必要がある。

なぜ禁止されているかの意味を理解する。

肢オ

形式的に，B は D のオーナー。

所有と経営が分離されている。したがって，B は，事業を行わないので，競業ではないのでは。

しかし，不都合。具体的に指示をして A 社に損害を与えている。

B は A 社の取締役として忠実義務を負っている以上，このような行為を事前に防止する必要がある。

３５６条１号，３６５条の趣旨。具体的危険が発生する事業を事前に防止するもの。

本件の利益状況において，B は，実質 A 社のノウハウを D 社を運営，以上，株式会社の事業に属する場合に当たる。

よって，取締役会の承認が必要となる。

予備２９－２３

肢１

利益準備金。配当の際に積み立てる項目。配当を行う際には，利益準備金として計上しなければならないのでは。不都合，会社によっては，手続が煩雑になる恐れがある。

自由を認めるべき。

利益準備金は，過去に配当を行ったかを管理をできるようにする目的がある。

会社の管理目的の項目のため，資本準備金にすることもできる。

内部留保として，資金が計上されていれば，債権者保護等の法の目的は達成される。

肢２

資本金の減少。株主が害される（株価に影響)。総会決議が必要なのが原則。

しかし，常に総会決議を必要とすると，迅速な資金調達ができなくなる。

意思決定を迅速に行えるとする必要がある。

もっとも，株主を害することは許容できない。そこで，資本金が最終的に減少しない場合は，取締役会決議でできるとした

肢３

資本金は，債権者や株価の影響が重大。手続の適性も図って利害関係人を保護する必要がある。訴えのみでできる。

資本準備金の場合は，手続が不適法でも実体上適法であれば，重大な瑕疵ではない。

そこまで，厳格に手続を要求する必要もない。

肢４

両方とも株主総会の決議が必要。

剰余金が資本金や資本準備金に移ると株主が害される。

配当をうけづらくなる。

肢５

資本金が減少する時は，債権者は異議を述べられる。責任財産が減少するから。

予備２９－２４

肢ア

事業譲渡は，取引。新株予約権は，債権なので移らない。

買取請求不可。

吸収分割。組織，承継会社の新株予約権が移ることがある。

新株予約権者を保護する必要性あり

買取請求可

肢イ

営業は自由が原則

事業は，競業禁止。矛盾挙動。

吸収分割の場合は，組織。事業を見ているわけではない。

肢ウ

事業譲渡，債権者は移らない。異議手続なし

吸収分割，債権者が移ることはある。異議手続あり

肢エ

事業譲渡は取引。吸収分割は組織

組織の場合は，利害関係多数，対世効で法的安定を図る

肢オ

詐害的事業譲渡，詐害的分割については，利益状況が同じ。

両方とも会社法に規定有。

予備２９－２５

肢ア

本件の場合は，所有権に基づいている。

物権なので，債権とは別。したがって，判例の立場とは整合しない。

肢イ

「取締役が会社に対して責任を負う場合」，馴れ合いの危険がある。

したがって，株主代表訴訟があるというのは，判例の解釈の前提

整合する。

肢ウ

不法行為の場合は，取引上の債務ではない。

したがって，取締役の地位や取引による債務が含まれるとしても，訴え提起できるとする必要はない。したがって，整合なし。

肢エ

会社との取引によって負担することになった債務といっている。

したがって，取引関係に対して訴えが提起できる，判例の立場と整合する。

肢オ

取締役の責任追及のためについてのみ。訴え提起可としている。

取引について訴え提起できるとする，判例の立場と整合しない。

予備２９－２６

肢１　２０１条３項・４項，１９９条３項

一般に募集を行う場合は，公告に変えられる。

会社の事務手続の便宜に配慮してのことである。

資本比率は，授権資本制度で守られている。

なお，株主に割り当てを受ける権利を与える場合は，株主に機会保障が現実的に要求される。

したがって，通知を必要としている。（２０３条４項）

肢２　４２９条２項１号ハ

虚偽の公告を行った時は，第三者に損害が発生することが考えられる。

筋を考えると，第三者が職務違反を立証しなければならない。

しかし不都合，立証の困難性の問題等がある。

そこで，法は，過失を推定して立証責任の転換を図っている。

許容性，公告は公示により第三者に手続保障を図るもの。虚偽の場合，第三者が害されることは当然に予測可能。したがって，特に慎重に行うべきもの。それをミスっているので過失が推定されるのもやむをえない。

肢３　４４０条３項

電磁的方法により確認できる時は，第三者が確認できるので公告は不要とできる。

５年は，商事債権の時効などが考えられる。

肢４　７８９条２項・３項

電子公告をすれば，知れている債権者は知りうるので格別の催告は不要となる。

事務手続の便宜と債権者の異議の機会の双方を図っている。

肢５　９３９条４項

会社は，定款で公告方法を定めることができるとする。

公告方法は，利害関係人の便宜を図るため必要な制度であるが，３種類しかない。

そこで，法は，定めがないときは官報とすることで，定款で決めなくても良いとする会社の事務の便宜を図りつつ，利害関係人の保護を図っている。

予備２９－２７

肢１　最判昭３２．１．３１　１４条

申請した時点でダメ。確かに，営業はまだ始めていないので，違うのではないか。

しかし，申請を行う以上，その後の営業を行うことを前提としている。

したがって，この場合も相手方を保護する必要性はあるので，許諾した商人にあたる

肢２　最判昭４２．６．６　手形小切手百選１２　第７版

手形行為と営業は異なる。したがって，明文上はあたらず，責任を負わないが筋。

もっとも，信用を与えたといいうるから，外観があるとして１４条の責任を負うべきではないか。しかし，本人，帰責性がない部分ついてまで責任を押させることは不当。

手形行為は，他人名義（名板貸人）で署名をしても，手形行為の性質上，債務が生じない。そのため，外観もないと考えられる。したがって，第三者の保護に値する信頼も生じない。

肢３　最判昭４３．６．１３　総則・商行為百選　１６　第５版

同種の営業については，明文上無い。

したがって，不要では。

権利外観，虚偽の外観，本人の帰責性，相手方の信頼

相手方に信頼する程度の外観が必要。同種

肢４

不法行為は，取引ではない。外観上があれば，被害者保護のため賠償責任を名板貸人に負わせるべきではないか。

不法行為は，虚偽の外観を信じて取引に入っているわけではない。

名板貸人の責任が広くなりすぎ。権利外観が趣旨，取引上信じもの限られる。

よって，不法行為は含まれない。

肢５　最判昭４１．１．２７　総則・商行為百選１５　５版

「誤認して」

重過失でも善意であれば「誤認して」に当たるのではないか。

不都合，保護に値しないものを保護してしまう。

権利外観趣旨，重過失も悪意と同視できる。